

群馬地区(旧群馬県A地区)における運賃改定実施による労働条件の改善状況

群馬地区(旧群馬県A地区)においては、令和5年10月10日から新運賃を実施しており、今般、一般社団法人群馬県タクシー協会において、タクシー運転者の労働条件の改善状況が公表されたところですが、同協会に加入していない事業者はこの公表に含まれていないことから、同協会に加入していない事業者の状況について、次のとおり公表します。(なお、同協会に加入していない事業者は旧群馬県B地区にはおりません。)

1. 運賃を改定した事業者数

3社

2. 一般運転者に係る運転者1人平均時間あたり賃金の支給率の変動状況

○賃金支給率が上昇した事業者数: 3社

110%以上	109%以上	108%以上	107%以上	106%以上	105%以上	104%以上	103%以上	102%以上	101%以上	100%以上
110%未満	109%未満	108%未満	107%未満	106%未満	105%未満	104%未満	103%未満	102%未満	101%未満	100%未満
1社	—	—	—	—	—	—	1社	1社	—	—

(注)一般運転者とは定時制乗務員を除く運転者をいう。

(注)賃金支給率の変動状況は、次の算式により算出

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る} \\ \text{令和5年11月～令和6年4月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \div \left[\frac{\text{一般運転者に係る} \\ \text{令和4年11月～令和5年4月の賃金支給総額}}{\text{同時期の総労働時間数}} \right] \times 100$$

3. 労働条件改善状況

(1) 運賃改定後に実施した労働環境の改善

・自動日報の導入 1社

(2) 手当類の創設・拡充

特になし

(3) その他

・労働者負担の廃止・軽減 1社

以上

<問い合わせ先>

群馬運輸支局輸送担当

担当者 細野、大澤

連絡先 027-263-4440(内線1)

<配布先>

関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)